

令和 4 年度労働条件等実態調査結果の概要

～男性の育児休業取得率 3.1%増加～
(男性の取得率 17.9%、女性の取得率 95.6%)

秋田県雇用労働政策課では、県内民間事業所の労働条件等の実態を明らかにするため、「令和 4 年度労働条件等実態調査」(令和 4 年 9 月末日現在)を実施しました。
この調査は、常用労働者数 5 人以上の民間事業所の中から抽出した 1,711 事業所を対象とし、そのうち 1,183 事業所から回答(回答率 69.1%)をいただきました。
調査結果の概要は次のとおりです。

1 労働時間、休日休暇制度

《週の所定労働時間》

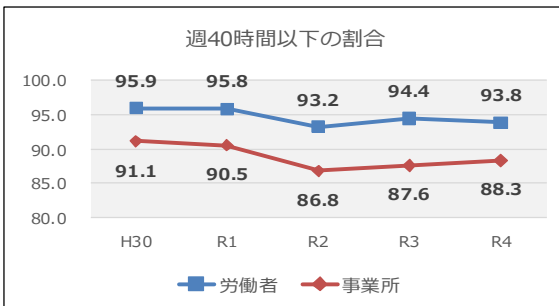
- ・ 1 週間の所定労働時間が「40 時間以下」の割合
事業所 88.3%
労働者 93.8%
- ・ 平均週所定労働時間
1 事業所 39 時間 21 分
労働者 1 人 39 時間 09 分

《週休制》

- ・ 何らかの週休 2 日制(2 日超含む)を実施している事業所は 92.1%、労働者は 95.3%
- ・ 内訳は「完全週休 2 日制(2 日超含む)」が事業所は 51.6%、労働者は 56.5%
「月 2 回又は隔週」が事業所は 21.4%、労働者は 19.0%

《年次有給休暇》

- ・ 1 年間の年次有給休暇の付与日数は 平均 17.4 日(繰越分除く)
取得日数は 平均 10.2 日
平均取得率は 58.6%



2 女性の雇用管理

《女性管理職の割合》

- ・ 全労働者のうち女性管理職の割合は 5.6%
- ・ 全管理職のうち女性の割合は 23.8%(課長相当職以上は 21.1%)
- ・ 役職の内訳(()内は役職毎の女性が占める割合)は
役員の割合 1.5%(25.0%)
部長相当職の割合 0.5%(14.3%)
課長相当職の割合 1.4%(21.2%)
係長相当職の割合 2.2%(29.7%)

3 育児休業制度・介護休業制度

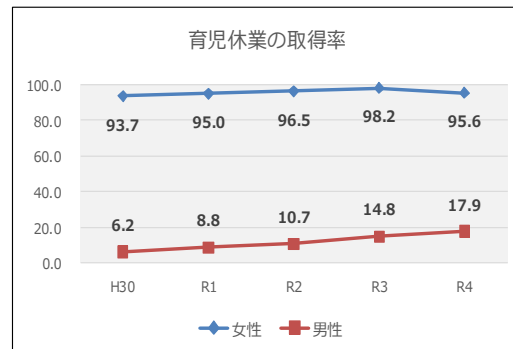
《育児休業制度》

- ・育児休業制度の規定が「ある」事業所は 87.0%
- ・育児休業を取得できる要件に該当した人

女性	941人
男性	665人
- ・そのうち実際に育児休業を取得した人

女性	900人
男性	119人
- ・育児休業取得率

女性	95.6%
男性	17.9%
- ・平均休業日数 242.6日



※育児休業該当者：R3.4.1～R4.3.31までに1歳未満の子を養育する者

《介護休業制度》

- ・介護休業制度の規定が「ある」事業所は 79.1%
- ・介護休業を取得した人

女性	54人	男性	17人
----	-----	----	-----
- ・平均休業日数 66.9日

4 仕事と子育ての両立支援

《両立支援・措置状況》

※複数回答

- ・仕事と家庭の両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は 67.4%
- ・内訳として、

「短時間勤務制度」	55.3%
「所定外労働の免除」	44.8%
「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」	32.3%
「1歳以上の子を対象とする育児休業制度」	26.6%
「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」	9.0%
「小学生以上の子を対象とする看護休暇制度」	7.4%
「育児に要する経費の援助措置」	4.7%
「事業所内託児所」	1.7%

《妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度》

- ・妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は 24.3%
- ・規定の有無にかかわらずこの措置を実施したことがある事業所は 14.4%

5 非正規雇用労働者

《労働者の就業形態ごとの割合》

- ・正規の従業員、労働者 64.7%
- ・非正規雇用労働者 35.3%
- 《主な内訳》

パートタイム	23.0%	契約社員	5.4%
--------	-------	------	------

《非正規雇用労働者を雇用している理由》

※複数回答

- ・仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う 46.3%
- ・再雇用、勤務延長 28.3%
- ・正規雇用労働者に比べ人件費等、経費負担が少なくて済む 27.9%
- ・正規雇用労働者の採用が困難 24.8%
- ・経営状況に応じた雇用調整が容易 21.9%
- ・資格、技能を持った人が必要 17.2%
- ・忙しい時期にのみ雇用できる 10.4%
- ・正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補う 9.9%